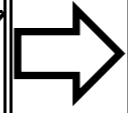


2 廃掃法関連の事前協議等手続きの見直し

別添資料2

廃掃法による施設設置等許可の有無	区分	現行			通常産廃業者				優良産廃業者			
		指導要綱事前協議の有無	市町村意見照会	紛争要綱の有無等	指導要綱事前協議の有無	市町村意見照会	紛争要綱の有無等	理由	指導要綱事前協議の有無	市町村意見照会	紛争要綱の有無等	理由
施設設置関連許可不要 (施設許可対象未満) ※自動車リサイクル法に基づく解体業、破碎業の許可対象施設を含む	①新規の事業地への設置	有	有	/	有	有	/	-	有	有	/	-
	②既存事業地への新規処分施設設置	有	有	/	有	有	/	-	簡略化※※	有	/	法令遵守の実績
	③ ・施設能力が10%以上増大する既存処分施設の主要設備に係る追加・入替・変更 ・生活環境負荷の増大が予想される等、知事が事前協議を必要と認める追加・入替・変更	有	有	/	有	有	/	-	簡略化※※	有	/	法令遵守の実績
	④ ③以外の既存事業地での追加	有	有	/	有	有	/	-	無	無	/	法令遵守の実績
	⑤ ③以外の主要設備に係る入替・変更	有	有	/	無	無	/	入替・変更による周辺環境の影響が軽微なため	無	無	/	入替・変更による周辺環境の影響が軽微なため
	⑥譲受・借受(事業主体変更)	有	有	/	有	有	/	-	簡略化※※	有	/	法令遵守の実績
	⑦処理業への施設転用(新規事業地での転用を除く)	有	有	/	有	有	/	-	無※※※	有	/	許可申請にて審査
	⑧処理業への施設転用(新規事業地での転用)	有	有	/	有	有	/	-	有	有	/	-
施設設置関連許可要 (施設許可対象)	①新規の事業地への新規設置	有	有	有	有	有	有	-	有	有	有	-
	②既存事業地への新規設置(移動式施設を除く)の場合において、周辺住民と紛争の有無、市長村の意向も踏まえて、紛争要綱の適用が望ましいと判断される場合	有	有	有	有	有	有	-	簡略化※※	有	有	法令遵守の実績はあるが、周辺住民との紛争防止が重要なため
	③ ②以外の既存事業地への新規設置(移動式施設を除く)	有	有	有	有	有	有	-	簡略化※※	有	無	法令遵守の実績
	④施設入替 ただし、以下の入替については新規設置と同じ取扱とする。 ・施設能力が10%以上増大する入替 ・生活環境負荷の増大が予想される等、知事が事前協議を必要と認める入替	有	有	有	無※	有	無	許可申請にて審査	無※	有	無	許可申請にて審査
	⑤施設変更	有	有	有	無※	有	無	許可申請にて審査	無※	有	無	許可申請にて審査
	⑥譲受・借受	有	有	/	無※	有	/	許可申請にて審査	無※	有	/	許可申請にて審査
	⑦移動式破碎(木くず・がれき以外)施設の設置	有	無	/	有	無	/	-	無※	無	/	許可申請にて審査
	⑧移動式破碎(木くず・がれき)施設の設置	有	無	/	無※	無	/	許可申請にて審査	無※	無	/	許可申請にて審査
	⑨処理業への施設転用(新規事業地での転用を除く)	有	有	/	有	有	有	紛争要綱を経ない法対象施設設置防止	無※※※	有	/	許可申請にて審査
	⑩処理業への施設転用(新規事業地での転用)	有	有	/	有	有	有	紛争要綱を経ない法対象施設設置防止	有	有	有	新規事業地のため周辺住民との調整要



備考) ・改正後の事前協議における事業計画書の添付資料に、処分業許可申請書時の資料を使用することで、事業者の負担軽減、事務処理の効率化を図る。

・この一覧表での新規、既存の事業地とは、現に処理業を行っている事業地かどうかを指す。

※ 廃掃法に係る許可申請の段階で、市町村長意見を照会した上で、法令規則への適合に関して、県の要綱に基づく運用基準(処理施設の維持管理に関する基準、処理施設の立地に関する基準、処理施設の構造に関する基準)上の審査を行う。

※※ 事前協議において、事業概要書～立入の手続き省略し、事業計画書の提出から協議を開始

※※※ 処理業(変更)許可が必要な転用の場合は上記※の手続き。不要な場合(転用施設の処分方法が既存事業の範囲内)は、届出について、法令規則への適合に関する審査の上、市町村に情報提供